

平成21年12月25日  
長野市環境部環境政策課

## 廃棄物焼却施設に対する行政処分について

長野市では、ダイオキシン類の発生抑制及び廃棄物焼却炉に対する監視指導の一環として、市内に設置されている焼却炉の排出ガス中のダイオキシン類の測定を実施しています。この度、下記のとおり2事業所で排出基準の違反がありましたので行政処分を行いました。

### 記

#### 1 違反事業者及び測定結果

事業所名称（焼却炉設置場所）	焼却能力 kg/h	測定結果 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	排出基準 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N
株式会社佐藤建工(篠ノ井小松原2465番1)	182	15	10
有限会社マルショー(篠ノ井山布施8203)	175	6.5	5

\* 排出基準：ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準

\* ng(ナノグラム): 10億分の1グラム

\* m<sup>3</sup>N(ノルマル立法メートル): 0、1気圧における気体の体積

#### 2 行政処分の内容

平成21年12月25日付けで違反事業者に対してダイオキシン類対策特別措置法第22条第1項に基づき、廃棄物焼却炉の使用停止命令及び改善命令の行政処分を行いました。

##### (1) 使用停止命令

廃棄物焼却炉を50日間(平成21年12月25日から平成22年2月12日まで)使用を停止すること。

##### (2) 改善命令

排ガス中のダイオキシン類濃度を排出基準以下になるよう必要な措置を講じること。

##### 処分理由

ダイオキシン類対策特別措置法第8条第1項に定める基準に適合しないため。

環境部環境政策課

担当 中嶋、小林(英)

電話 026-224-8034(直通)

内線3014